

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（募集要項編）

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	8	2	8	(5)	ア			施設整備一時支払金	施設整備一時支払金（サービス対価A1）の支払時期をご教示ください。事業契約書別紙4-1. 2. (1)では本件施設の引渡し後に事業者が請求書を市に提出し、受領後30日以内という規定がございますので、令和7年8月の引渡し後に事業者より市へ請求書を提出し、その受領後30日以内という理解でよろしいでしょうか。	本件施設の引渡し後に事業者より市へ請求書を提出し、受領後30日以内に支払いを行います。
2	8	2	8	(5)	ウ			事業者の収入	「施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。また、物価変動に基づき、見直しを行う」と記載がありますが、維持管理・運営期間がスタートする初年度分から対象となるとの理解で良いでしょうか。	事業契約書53頁に記載のとおり、初年度は、1回目として本件施設の引き渡し日～12月31日分を支払います。また、物価変動によるサービス対価Bの見直しは、事業契約書57頁～58頁に記載のとおり、初年度分から対応します。
3	9	3	2					スケジュール	優先交渉権者の選定から仮契約締結に至るまでの期間が一ヶ月間しかないため、基本協定締結やSPC設立に要する期間や構成員・協力企業各社の社内手続きを考慮すると非常に厳しい設定です。優先交渉権者に選定された際は、スケジュールを協議しながら進めさせていただけますようご配慮いただけますでしょうか。	スケジュールは募集要項9頁に記載のとおりとしますが、スケジュールに定めた期間内での進め方の協議は行います。
4	10	3	3	(1)	オ			応募者の構成等	「選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。」とありますが、支援及び協力とは、選定グループの構成員の担当業務の下請けや再委託ということでしょうか。	支援及び協力とは、選定グループの構成員の担当業務の下請けや再委託を指します。
5	11	3	3	(1) (2)				参加者の参加資格要件	調理設備調達業務を行う企業に参加資格要件の記載がありません。その中で厨房設備工事を行う企業は管工事業に該当する為、厨房設備工事を行う企業の事業所には管工事業の許可があれば参加できるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項11頁に記載の「ア 共通の参加資格要件」を満たすこととします。
6	17	3	5		オ			募集要項に関する個別対話	本様式については、例えば様式2-7～様式2-11で提出する業務実績以外（例えば、厨房設備の調達を担う企業）について使用する様式、という理解でよろしいでしょうか。その場合、一社が複数の業務を担う場合には、業務ごとに様式2-12を作成するのではなく、企業ごとにまとめることでよろしいでしょうか。	原則として、Web参加は認めません。
7	20	3	5	(3)	イ	(カ)	b	提案時の基準金利	提案時に適用する基準金利（令和5年2月27日時点レート）については、公平性の観点より、貴市より後日ご開示またはご通知頂けるようにご検討願います。	後日開示または通知します。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
8	20	3	5	(3)	イ	(キ)		一時支払金	なお書きについて、提案時と実際の一時支払金が増減することに伴い追加で発生する金融機関への事務手数料については事業者負担とございますが、事業者にとって不可抗力となるゆえに貴市負担とするお考えで問題ないでしょうか。なお、事業契約書案別紙4-1(52頁)においては、貴市が負担すると記載がございます。	追加費用については合理的な範囲で市が負担しますが、詳細はサービス対価A1の変更時に協議することとします。
9	20	3	5	(3)	イ	(キ)		一時支払金	財源①②③⑤について税抜き金額をお示ください。	募集要項に示す財源①、②、③、⑤は税込表示です。 税抜き金額は財源①266,446千円、財源②363,185千円、財源③1,000,000千円、財源⑤40,435千円とし、税込とする際の総額が募集要項に示す税込金額と整合するよう、四捨五入処理を行ってください。
10	20	3	5	(3)	イ	(キ)		一時支払金	財源④について、計算結果の税抜き金額の計算方法についてご教授ください。	財源④は募集要項に示す計算式の結果を消費税率で除算し、四捨五入処理を行ってください。ただし、事業者の提案する工事費(様式3-4の対象額)非課税の費目を含めないよう、注意してください。
11	21	3	5	(3)	イ	(ク)		年間提供食数	年間提供食数200日について、サービス対価Bの算定の観点より、各四半期ごとの提供予定日数をご教示頂けますと幸いです。加えて、初回と最終回の請求については、うち令和7年9月と令和17年7月の単月の提供予定日数をお示し願います。	四半期ごとの提供予定日数は以下のとおりとします。 4月～6月(58日)、7月～9月(34日)、 10月～12月(58日)、1月～3月(50日) また、令和7年9月は19日、令和17年7月は13日の提供予定日数です。 ※日数は変更する場合があります。
12	21	3	5	(3)	イ	(ク)		年間提供食数	大野原こども園の年間提供食数50日について、サービス対価Bの算定の観点より、各四半期ごとの提供予定日数をご教示頂けますと幸いです。加えて、初回と最終回の請求については、うち令和7年9月と令和17年7月の単月の提供予定日数をお示し願います。	四半期ごとの提供予定日数は以下のとおりとします。 4月～6月(5日)、7月～9月(30日)、 10月～12月(5日)、1月～3月(10日) また、令和7年9月は1日、令和17年7月は8日の提供予定日数です。 ※日数は変更する場合があります。

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（要求水準書編）

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	4	1	3	(3)	カ			太陽光発電	太陽光発電を導入し、市事務室の電力を供給することとありますが、市事務室でどの程度の電力消費を想定していますでしょうか。	事務室の照明・空調設備・コンセントが賅える程度の設備を設えることとします。要求水準書57頁の市職員用事務室における概要及び要求事項を記載しておりますのでご参照ください。
2	4	1	3	(3)	カ			環境負荷の低減に配慮した施設	「太陽光発電を導入し、市の専有部分（事務室）の電力を供給することとする。」とありますが、事務室の照明・コンセントが賅える程度の設備を設えると理解してよいでしょうか。	事務室の照明・空調設備・コンセントが賅える程度の設備を設えることとします。要求水準書57頁の市職員用事務室における概要及び要求事項を記載しておりますのでご参照ください。
3	8	1	3	(8)	イ	(ウ)		パン	貴市で想定している調理が必要なパンメニューをご教授ください。	揚げパン、ピザトーストを想定しています。
4	8	1	3	(8)	イ	(エ)		献立方式	麺、ジャム等は本件施設から配達すると記載がございますが、その他は何を想定されておりますか。	一食用に包装されたのり、ふりかけ、節分豆、ひなあられ等を想定しています。
5	9	1	3	(8)	イ	(オ)		アレルギー	事業期間内で対応アレルギーの拡充を旨とありますが、拡充に伴い、アレルギー対応食の食数増は想定しているのでしょうか。想定している場合は、増加後の最大提供食数をご教授ください。	増加後の最大提供食数を80食/日程度と想定しています。
6	10	1	3	(8)	キ			※2	本様式については、例えば様式2-7～様式2-11で提出する業務実績以外（例えば、厨房設備の調達を担う企業）について使用する様式、という理解でよろしいでしょうか。その場合、一社が複数の業務を担う場合には、業務ごとに様式2-12を作成するのではなく、企業ごとにまとめることでよろしいでしょうか。	現時点では予定が決まっておりません。自園調理に移行した後に、契約金額の見直しについて協議できるものとし、詳細は事業契約書（案）の規定に従うこととします。そのため、提案金額は事業期間中（令和7年度～令和17年度）の提供を想定して算出してください。
7	10	1	3	(8)	キ			大野原こども園	将来的に自園調理となることとありますが、大野原こども園のセンター給食提供期間をご教授ください。	現時点では予定が決まっておりません。自園調理に移行した後に、契約金額の見直しについて協議できるものとし、詳細は事業契約書（案）の規定に従うこととします。そのため、提案金額は事業期間中（令和7年度～令和17年度）の提供を想定して算出してください。
8	10	1	3	(8)	ク			施設稼働日数	大野原こども園のみ長期休暇中（約50日）も提供を行うとありますが、具体的に、春休み、夏休み、冬休みの平日と考えて良いでしょうか。	市立学校の始業式、終業式、春休み・夏休み・冬休みの平日（12月29日～1月3日を除く。）となります。
9	10	1	3	(8)	キ			配送校及び学級数等	大野原こども園の稼働年月をご教授ください。	現時点では予定が決まっておりません。自園調理に移行した後に、契約金額の見直しについて協議できるものとし、詳細は事業契約書（案）の規定に従うこととします。そのため、提案金額は事業期間中（令和7年度～令和17年度）の提供を想定して算出してください。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
10	10	1	3	(8)	キ			配送校及び学級数等	今計画は、供用開始時ではなく記載の令和4年度の数値をもとに計画する理解で宜しいでしょうか。また、必要な配缶数は、学級数161に幼稚園・こども園の以外の各校職員室分を+1した数量との理解で宜しいでしょうか。 ※配缶数：161+15=176	調理備品に関しては、要求水準書10頁の令和4年度の数値を基に計画してください。その他については、募集要項20頁～21頁に記載の「(ウ) 提案金額算定用年間提供給食数」をご参照ください。また、学校等への必要な配缶数は、学級数161に「伊吹小学校・伊吹中学校以外」の各職員室15校園分の176個必要とし、加えて、食缶については、要求水準書73項の6.3.(7)食器・食缶等で記載している試食会用も必要です。
11	10	1	3	(8)	キ			配送校及び学級数等	大野原こども園の新園舎整備後については、自園調理となるため、配送する必要はない。とありますが、新園舎の整備時期をご教授ください	現時点では予定が決まっておりません。自園調理に移行した後に、契約金額の見直しについて協議できるものとし、詳細は事業契約書(案)の規定に従うこととします。そのため、提案金額は事業期間中(令和7年度～令和17年度)の提供を想定して算出してください。
12	10	1	3	(8)	キ			配送校及び学級数等	「伊吹小学校、伊吹中学校への配送について、離島に位置しているため、観音寺港から伊吹真浦港までは船輸送とする。」と記載がありますが、記載の出航時間の何分前までにセンターから届くように配送すれば宜しいでしょうか。	20分前までに配送をお願いします。
13	10	1	3	(8)	キ	(※2)			「大野原こども園の新園舎整備後については、自園調理となるため、配送する必要はない。」とありますが、調理・配送が不要となる時期について、見直しをご教示願います。	現時点では予定が決まっておりません。自園調理に移行した後に、契約金額の見直しについて協議できるものとし、詳細は事業契約書(案)の規定に従うこととします。そのため、提案金額は事業期間中(令和7年度～令和17年度)の提供を想定して算出してください。
14	11	1	3	(8)	ケ			光熱水費の負担	光熱水費は、昨今の値上げ状況を踏まえた事業費を算出されているという理解でよろしいでしょうか。	提案限度額の算出根拠はお答えできません。参考として本事業の特定事業の選定に係る資料を市HPより確認いただけます。
15	11	1	3	(9)	ウ			余剰能力の有効活用 案検討支援	余剰能力の有効活用の検討会議を設置とありますが、およそどの段階で検討会議開催を見込んでいますでしょうか。	事業期間終了年度の2年前(令和15年度)頃から開催することを想定しています。
16	12	2	1	(1)	カ			災害時のバックアップ体制	災害時の停電対策として想定される負荷の指定はありますか。 また稼働時間の指定はありますか。	提案に委ねます。
17	15	2	2	(3)	ウ	(ア)		緑化率	緑化率3%以上とは、敷地面積約6925㎡に対して3%(約207.75㎡)以上の面積に植栽を植えるという認識でよろしいでしょうか。	敷地面積に対して3%以上の面積に植栽を植えることとします。
18	16	2	2	(3)	エ	(ア) (イ) (ウ)	-	ゴミステーション、 バス停整備	敷地北西側にゴミステーション、バス停を隣接するように整備するとありますが、交差点から30m以上隔離の条件により敷地西側中央付近の配置となってしまいます。隣接の条件からは外れますがゴミステーションを単独で敷地北西側に配置することは可能でしょうか。	敷地北西側の整備はゴミステーションのみとし、バス停は交差点から30m以上隔離し提案してください。実際の場所は市と協議の上、決定することとします。
19	16	2	2	(3)	エ	(イ)		ゴミステーション	ゴミステーションに屋根及び防鳥ネットは不要とありますが、その他設備として給排水設備は必要でしょうか。	不要とします。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
20	17	2	2	(10)	ア			工事車両搬入経路について	工事車両の搬入経路について、現段階では指定は無く。着工前の近隣説明会において、近隣住民及び施工者にて合意し決定するという認識でよろしいでしょうか。	工事車両の搬入経路について、近隣住民及び施工者にて合意し決定します。近隣対応・周辺対策を考慮して提案してください。
21	17	2	2	(10)	イ			工事作業日、時間について	工事作業日および時間について、現段階では指定は無く。着工前の近隣説明会において、近隣住民及び施工者にて合意し決定するという認識でよろしいでしょうか。	工事作業日および時間について、近隣住民及び施工者にて合意し決定します。近隣対応・周辺対策を考慮して提案してください。
22	19	2	2	(12)	ウ			所有権移転	表題登記及び保存登記は市が行い、事業者はこれに協力するとともに、発生する費用を負担することとの記載がありますが、登記費用自体は市が負担し、それに協力するために生じる費用を事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。事業者が負担する具体的な費用を想定されていましたらご教示ください。	表題登記及び保存登記は市が行い、かかる経費も市が負担します。質問にある事業者が負担する具体的な費用としては、市がこれらの登記を行うにあたり、必要書類として図面情報の提供等に係る費用を想定しています。
23	20	3	6					試食会 (市の要請)	開業準備期間中の試食会(市の要請)の想定される回数と食数をご教示ください。なお、調達する食材等の費用は事業者が負担、食材の調達のみ貴市が対応される理解でよろしいでしょうか。	試食会の回数は1回、夏休みの登校日(令和7年8月下旬)に全児童等を対象に最大5,000食を想定しております。食材調達、調達する食材等の費用は市負担とします。
24	20	3	11					市の現施設の調理従事者について	市の現施設の調理従事者で再雇用希望者について数が確定した後に市と協議を行うとありますが、これは協議の上選考するとの意味でしょうか。	以下の要求事項に修正します。 「市の現施設の調理従事者で再雇用希望者については、事業者において雇用対象者数の確定及び選定を行い、市に報告を行うこと。」
25	32	4	2	(7)	ウ	(キ)		警備業務	警備業務において調理機器等の設備異常を感知するシステムとありますが、冷蔵機器の異常と捉えて良いでしょうか。	調理機器全般を対象としますが、詳細は提案に委ねます。
26	32	4	2	(7)	ウ	(キ)		警備業務	「(キ)調理設備等の設備異常等も感知できるシステムとすること。」と記載がありますが、調理設備の異常を警備システムに取入れる事は極めて困難です。ボイラーや受水槽といった設備機器の警備として頂けないでしょうか。	調理機器全般を対象としますが、詳細は提案に委ねます。
27	39	5	3	(2)	イ	(オ)		調理の基本方針	生で食用するトマトの提供方法についてご教示ください。 (切裁の有無、配食の様子等)	ミニトマトのヘタを取り、切裁せずに提供する想定です。
28	39	5	3	(2)	イ	(コ)		調理の基本方針	和え物、サラダに使用する調味料やごま・ナッツ類等の加熱有無について調理方法をご教示ください。	原則、加熱はしませんが、溶けにくいものは加熱することも想定しています。 ごま、かつおぶし、青のり等は加熱します。
29	41	5	3	(2)	キ			検食	検食については、「市の実施する業務」となっておりますが、事業者も実施するという認識でよろしいでしょうか。また、検食簿の提出も事業者も提出するという認識でよろしいでしょうか。	本件施設の市職員、事業者の双方で実施することとします。
30	42	5	3	(2)	ケ	(イ)		アレルギー対応食の提供	「アレルギー対応食数は、最大80食/日程度を想定している。」との記載がありますが、1日に1品のみを最大80食程度分、専用容器にて配送すると考えてよろしいでしょうか。	対応食は1日に一人につき2品以上になる場合があり、一人分ごとにランチジャーに入れて配送する想定です。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
31	42	5	3	(2)	ケ	(オ)		アレルギー対応食の提供	対応アレルギーに飲用牛乳含む記載がありますが、「牛乳の配送業務は別途委託した事業者が行う」や「アレルギーを含む主食のパン及びデザート代替食の提供」との記載から飲用牛乳の対応は本施設では行わないと考えてよろしいでしょうか。	牛乳の配送業務は別途委託した事業者が行います。
32	42	5	3	(2)	ケ	(カ)		アレルギー対応食の提供	アレルギー対象の食材を使用している献立の場合、該当メニューのみをランチジャーに盛り付けて提供し、その他のメニューについては他の児童生徒と同様に通常食から配膳して喫食するお考えでしょうか。	対応食は1日に一人につき2品以上になる場合があります。一人分ごとにランチジャーに入れて配送する想定です。
33	42	5	3	(2)	ケ	(カ)		アレルギー対応食の提供	アレルギー対象の食材を使用していない日の献立については他の児童生徒と同様に通常食を配膳して喫食するお考えでしょうか。	アレルギー対象の食材を使用していない日の献立については、他の児童生徒と同様に通常食を配膳して喫食することとします。
34	42	5	3	(2)	ケ			アレルギー対応食の提供	アレルギー室には、対象のアレルゲンを持ち込まない全除去といった認識でよろしいでしょうか。	アレルギー室には、対象のアレルゲンを持ち込まない全除去としてください。通常食の食材や調理及び配膳作業との関係に十分注意し、独立した室としてください。
35	42	5	3	(3)				配送・回収業務	効率的な配送業務を実現するため、午前中の配送業務終了から午後の回収業務開始まで、最終の配送校の校内に配送車両を待機させることは可能でしょうか。	校内に配送車両を待機させることは不可とします。
36	42	5	3	(3)				配送・回収業務	市が想定している各学校の配膳員数をお示ください。	1~2名です。
37	42	5	2	(2)	ケ	(エ)		アレルギー対応食数	現状のアレルギー対応食数および対象品目を学校単位でご教示ください。	令和4年度のアレルギー対応人数は44名で、除去食対応の卵32名、乳14名、カシューナッツ10名、パンの代替食対応は37名です。学校単位での回答は控えさせていただきます。
38	43	5	3	(3)	イ	(キ)		配送・回収業務	業務手順書を作成するとありますが、「P.34(2)仕様について」の運行安全マニュアルと同一という認識でよろしいでしょうか。	運行安全マニュアルに業務手順書の内容を定めている場合、別途作成する必要はございません。
39	43	5	3	(3)				配送・回収業務	各学校の給食開始時刻・終了時刻が明示されていますが、配送車両の到着や出発の時間に制約はないという理解でよろしいでしょうか。	各配送校における給食の提供に支障がなければ制約はございませんが、配送校と協議の上、決定することになります。
40	43	5	3	(3)	イ	(ア)		配送・回収業務	現状の配送計画表をご参考までにご教示ください。また、それぞれで使用されている配送車両の規格も合わせてご教示ください。	配送計画表は別添資料6のとおりです。また、表中、配送4便及び回収2便は同一車両で、市が所有しており、規格は、最大積載量2000kg・長さ620cm・幅215cm・高さ275cmです。他の車両は配送業者所有のため回答は控えます。
41	43	5	3	(3)	イ	(ア)		給食時間と配送時間の整理	各配送校に配送時間が定められておりますが、これは本施設から学校までの所要時間との理解でよろしいでしょうか。	本施設から学校までの所要時間を指しております。
42	44	5	3	(3)	イ	(シ)		配送・回収業務	嘔吐物等により汚染された食器・食缶等については学校側で消毒済みのものを事業者が受け取るという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、センターでも再度消毒し、洗浄を行います。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
43	44	5	3	(5)	エ			廃棄物処理業務	学校配送のパンや牛乳についての飲み残しについては、学校で処分いただくという認識でよろしいでしょうか。	パンはセンターに回収して残渣に含み、牛乳は学校で処分する想定です。
44	44	5	3	(5)				廃棄物処理業務	「～事業者の責任において適正に収集運搬・処分を行うこと。」と記載がありますが、給食センターからゴミ処理場などへの運搬は業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。その際、各ゴミの種類別の回収頻度をご教示ください。	給食センターからゴミ処理場などへの運搬は業務範囲内となります。なお、回収頻度は提案にゆだねます。
45	44	5	3	(5)				廃棄物処理業務	残渣の回収頻度をご教授ください。	給食センターからゴミ処理場などへの運搬は業務範囲内となります。なお、回収頻度は提案にゆだねます。
46	45	5	3	(8)	ア			配送車維持管理業務	「配送車に係る賠償保険の付保」とありますが、保険の補償内容詳細については事業者の提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
47	46	5	3	(9)	ア	(キ)	d	従事者の健康管理等	睡眠時無呼吸症候群の有無の検査を実施すること、とありますが、検査の頻度は要求されるものがありますでしょうか。また、検査結果は事業者の確認で良いでしょうか。	検査の頻度及び検査方法は提案に委ねます。また、検査結果は事業者の確認のみですが、市から報告を求める場合があります。
48	48	5	4	(2)				食材検収業務	一部前日（午後）納品とありますが、納品時間、食材の種類についてご教示ください。	食材の種類は、原則、野菜（もやし、根菜類以外）、果物（いちご、すいか以外）、冷凍食品（肉・魚の加工食品以外）で、納品時間は13時30分以降の想定です。
49	48	5	4	(2)				食材検収業務	野菜類や冷凍、冷蔵食品類で一部前日納品となっているものは具体的にどのような食材が前日納品となるかご教授ください。	食材の種類は、原則、野菜（もやし、根菜類以外）、果物（いちご、すいか以外）、冷凍食品（肉・魚の加工食品以外）で、納品時間は13時30分以降の想定です。
50	48	5	4	(2)				食材検収業務	油の納入形態はローリー車との理解でよろしいでしょうか。	新油の納品は一斗缶で週1回、廃油の回収はローリー車で廃油タンクの容量に応じて行う想定です。
51	50	6	1					本件施設の概要	給食エリア一般区域の調理従事者更衣室(男女)と一般エリア事業者専用部分の事業者用更衣室は同一としてもよろしいでしょうか。	関係法令、基準、マニュアルに抵触せず、適切な衛生管理環境を整備・維持できる場合において、給食エリア一般区域の調理従事者更衣室(男女)と一般エリア事業者専用部分の事業者用更衣室は同一とすることも可とします。
52	50	6	1					一般区域	一般区域に汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室の記載がありますが、前室を1つの部屋にし、汚染作業区域コーナー、非汚染作業区域コーナーとしてもよろしいでしょうか。	関係法令、基準、マニュアルに抵触せず、適切な衛生管理環境を整備・維持できる場合において、前室を1つの部屋にし、汚染作業区域コーナー、非汚染作業区域コーナーとすることも可とします。
53	50	6	1					一般区エリア共用部分	エレベーター（人用・給食用）とは要求水準書P58の「共用部分」の廊下等に設置する「エレベーター1基」ということでしょうか	最低1基設置することとし、設置台数は提案に委ねます。

整理No.	頁	章	節	細節	項目	細目	項目名	質問事項	回答
54	51	6	2			b	検収室	「「野菜・乾物類・その他」と、「肉・魚・卵類」、「米・麦・パン」に区別して、それぞれ専用の検収室を設けること。」との記載がありますが、壁や扉で仕切らずにスペースでの区分とし、運営面で区分けに留意して対応するご提案でも宜しいでしょうか。	関係法令、基準、マニュアルに抵触せず、適切な衛生管理環境を整備・維持できる場合において、壁や扉で仕切らずにスペースでの区分とし、運営面で区分けに留意して対応することも可とします。
55	51	6	2			c	食材搬入用 プラットフォーム	「米・麦・パン」の入荷口の記載がありますが、このパンはP54に記載されているアレルギー代替食の冷凍パンだけを指しているのでしょうか？	アレルギー代替食の冷凍パン及び調理用のパンを指しています。
56	51	6	2			h	浸水対策	1m程度の浸水被害への対応を考慮した高さとは、現状地盤面+1m程度という認識でよろしいでしょうか。また、1m程度とは、1mを上限として検討を行えば良いとの認識で宜しいでしょうか。	現状地盤に対して1m程度の高さを設けることとします。また、高さは1m程度を必須とし、1m以上の高さも運営上支障がなければ可とします。
57	51	6	2				汚染作業区域 検収室 e	「市職員用事務室から汚染区域用前室を経由して通じる動線」とは、廊下を介してはならないとの認識で宜しいでしょうか。	「市職員用事務室から汚染区域用前室を経由して通じる動線」とは、廊下を介してはいいないこととします。
58	51	6	2			a	検収室	根菜類等の処理とは泥落とし作業を指しているとの理解でよろしいでしょうか。また、検収室内で皮むき作業を行う提案は可能でしょうか。	根菜類等の処理は泥落とし作業を指しています。皮むき作業は原則、野菜下処理室で行うこととします。
59	51	6	2			c	荷受室	野菜類・乾物類・その他のカテゴリーで、その他とは調味料を指しているという理解でよろしいでしょうか。	その他とは調味料を指しています。
60	52	6	2			a	汚染作業区域 野菜下処理室	表内では野菜処理室内での皮むき等と読み取れますが、野菜下処理室内での皮むき作業との認識でしょうか？	野菜下処理室内での皮むき作業を指しています。
61	52	6	2			d	汚染作業区域 肉・魚・卵下処理室	表内では卵処理室と記載されていますが、卵専用の処理室ではなく、肉・魚・卵処理室内での卵処理作業コーナーとの認識でよろしいでしょうか？	肉・魚・卵下処理室内の卵専用処理スペースを指しております。
62	52	6	2				肉・魚・卵下処理室	「当該冷蔵庫の扉は、卵下処理室側と調理室側に設けること。」との記載がありますが、卵下処理室とは肉・魚・卵下処理室との理解で宜しいでしょうか。	肉・魚・卵下処理室内の卵専用処理スペースを指しております。
63	52	6	2			d	肉・魚・卵下処理室	卵下処理室の記載がありますが、肉・魚・卵下処理室とは別に処理室を設けた方がよろしいのでしょうか。	肉・魚・卵下処理室内の卵専用処理スペースを指しております。
64	52	6	2				食油庫	新油の納品、廃油の回収頻度をご教示ください。また、どちらもローリー車での納品・回収との理解で宜しいでしょうか。	新油の納品は一斗缶で週1回、廃油の回収はローリー車で廃油タンクの容量に応じて行う想定です。
65	53	6	2			a	汚染作業区域 洗浄室	浸漬洗浄機を用いて…と記載されていますが、P73 イ.食器等(オ)には、食器カゴごと洗浄機で洗浄することを想定…と記載があり、どちらが正しいのか、ご教授お願いします。	食缶・食器等は、カゴごと洗浄機で洗浄することを想定しております。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
66	53	6	2				a	洗浄室	「回収したコンテナ、食器・食缶等を、浸漬槽洗浄機を用いて洗浄する室とする。」との記載がありますが、要求水準書P73に「食器はカゴごと洗浄機で洗浄することを想定している」との記載があります。食器の洗浄はカゴごと洗浄機で洗浄し、食缶に関しても十分な洗浄効果があれば浸漬槽洗浄機は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	食缶・食器等は、カゴごと洗浄機で洗浄することを想定しております。
67	53	6	2				e	汚染作業区域 残渣室	残渣庫に運搬するための配管整備は想定しないこととする…と記載がありますが、P44(5)廃棄物処理業務 イ. 厨芥脱水機、粉碎機等の設置と記載されており、同機器を使用するための配管整備が一般的には必要と思われるのですが、ご教示をお願いします。	給食エリアの各諸室で発生した残渣は一旦残渣庫とは別の場所で集め、それぞれで回収し、残渣庫に運搬することを想定しています。
68	53	6	2					洗浄室	「g 洗浄機には、断熱構造を導入し、室内への輻射熱を低減させるとともに、吸排気設備は独立した系統とすること。」と記載がありますが、メーカーが特定されてしまいますので、この項目を削除お願い致します。また、室内への熱を低減させる機器であれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	以下の要求事項に修正します。 「洗浄機には室内への輻射熱を低減させる工夫を備えた機器を導入すること。」
69	54	6	2					諸室の説明	アレルギー代替食の冷凍パンの調理方法、配缶の想定についてご教示ください	自然解凍し、ランチジャーとは別の専用の容器で配食する想定です。
70	54	6	2					諸室の説明	開業当初の「卵、乳、カシューナッツ」の他に、運用後、品目が増える想定はありますでしょうか。	要求水準書9頁に記載のとおり、事業期間内で対応アレルギーの拡充を目指しております。
71	54	6	2					アレルギー対応食調理室	対象アレルギーの対応食の献立のみアレルギー対応食調理室で調理し、アレルギーを含まない献立は一般の調理ラインで調理するものと考えてよろしいでしょうか	対象アレルギーの対応食の献立のみアレルギー対応食調理室で調理し、アレルギーを含まない献立は一般の調理ラインで調理することとします。
72	54	6	2					アレルギー対応食調理室	除去食においてアレルギー対応食対象者分の食材を取り分けは、「下処理後」でしょうか、原因食品投入前の調理途中」でしょうか。	通常食との誤配食を防ぐため、下処理後とします。
73	54	6	2				b	煮炊き調理室	衛生に配慮し、野菜上処理と煮炊き調理を行う部屋を分ける提案は可能でしょうか。	提案に委ねます。
74	54	6	2				c	揚物・焼物・蒸し物室	献立及び作業内容に共用するとありますが、これは揚物調理と焼物調理が重複する献立があるとの理解でよろしいでしょうか。	主菜としては、揚物・焼物のどちらかになりますが、献立によっては、揚物機・焼物機が同時に稼働する場合はあります。
75	55	6	2				l	和え物室	「保冷材用の冷凍庫を設置すること。」とありますが、保冷性能に優れ10℃以下を2時間以上保持できる食缶を採用する場合は、保冷材を不要とし、保冷材用冷凍庫の設置も不要としたご提案もお認め頂けますでしょうか。	夏の気温が高い時期でも確実に温度管理できる場合において、保冷材を不要とした提案も可とします。
76	55	6	2					諸室の説明	「部屋として閉じる必要はない」とありますが、和え物準備室はコーナーとして配置しても良いという認識でよろしいでしょうか。	和え物準備室はコーナーとして配置することも可とします。
77	55	6	2					諸室の説明	りんごやなしは皮をむいて提供する想定でしょうか。	むかずに提供する想定です。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
78	56	6	2					概要及び要求事項	休憩室b.に「人員構成の変化に対応するため、間仕切り変更の工事等が容易に行えるよう配慮すること」とありますが、調理従事者更衣室b.には「男女別に確保し、」、同c.には「調理従事者の数に応じた広さがあり、」とあります。調理従事者更衣室は人員構成の変化への対応は不要でしょうか。	調理従事者更衣室も休憩室と同様の仕様をとるため、以下の要求事項に修正します。「鏡を設置し、男女別に使用可能となるよう、間仕切り壁を設けることとし、人員構成の変化に対応するため、間仕切り変更の工事等が容易に行えるよう配慮すること。」
79	57	6	2				b	市職員用事務室（概要及び要求事項）	執務室・給湯室・更衣室(男女別)・・・により構成すること。と記載があります。給湯室は室ではなく、執務室内の一角に給湯エリア（システムキッチンの設置など）としての提案は可能でしょうか。	給湯エリアとしての提案も可とします。
80	58	6	2					共用部分 見学通路 b	「カメラ・モニターによる補完も可」とありますが、視聴は会議室兼研修室でも宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
81	59	6	2					概要及び要求事項	事業者専用部分の食堂d.に「食堂とは別に調理従事者用休憩室を設置することも可とする」とありますが、P56には一般区域の休憩室（a.調理従事者が休憩する室とする）が要求されております。どのように考えればよろしいでしょうか。	休憩室、食堂の両方の整備を要求するため、食堂d.を削除します。
82	59	6	2					駐車場	配送車用の車庫を設けるかは事業者の提案で良いとの理解で宜しいでしょうか。また、配送・回収口の底下を駐車スペースにすることは可能でしょうか。	提案に委ねますが、配送車用の駐車スペースは確保してください。
83	61	6	3	(1)	ア	(ア)	i	施設等の性能	調整池の設置は不要でしょうか。	提案に委ねます。
84	61	6	3	(1)	ア	(イ)	a	施設内 一般事項	2階の便所や汚水排水は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部に配置しないこととありますが、何らかの排水漏れ対策をしても不可ということでしょうか。	不可とします。
85	61	6	3	(1)	ア	(イ)	a	便所	「h) 便所は、給食エリアの汚染作業区域、非汚染作業区域から3m以上離れた場所に設けること。」と記載がありますが、動線距離で3mとの理解で宜しいでしょうか。	便所は、給食エリアの汚染作業区域、非汚染作業区域から水平距離で3m以上離れた場所に設けることとします。
86	61	6	3	(1)	ア	(イ)	a	便所	汚染作業区域、非汚染作業区域から3m以上離れた場所に設けることとありますが、3mとは歩行距離との理解でよろしいでしょうか。	便所は、給食エリアの汚染作業区域、非汚染作業区域から水平距離で3m以上離れた場所に設けることとします。
87	63	6	3	(1)	ウ	(ウ)	b	内部仕上げ	天井には耐震ブレースや耐震クリップを使用するとともに、照明の落下防止ワイヤーを設置すると記載がありますが、特定天井に該当する箇所が対象と考えてよろしいですか。	特定天井に該当する箇所を必須とし、非構造部材の落下を防止することとします。その他については提案に委ねます。
88	63	6	3	(1)	エ	(イ)		給食エリアに関する 特記事項	エリア内の所室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・計測・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとしますが、計測時間や記録量等が具体的に決定している内容があればご教示ください。自動通報箇所は事業者用事務室と市職員事務室の両方と考えてよろしいですか。または詳細は設計時の協議とすると考えてよろしいでしょうか。	計測時間や記録量は提案に委ねますが、リアルタイムで監視・制御・記録ができることとします。自動通報箇所は事業者用事務室と市職員室の両方としてください。

整理No.	頁	章	節	細節	項目	細目	項目名	質問事項	回答	
89	64	6	3	(1)	エ	(イ)	施設等の性能	機器の温度・湿度はリアルタイムで監視、制御、記録ができ、異常時には自動通報されるシステムとありますが、設備のことを指し、厨房機器ではないと捉えて良いでしょうか。(厨房機器の異常を自動通報は極めて例がないです。(冷機器除く))	建築設備のことを指しています。	
90	64	6	3	(1)	エ	(イ)	給食エリアに関する特記事項	「(イ)エリア内の諸室や機器の温度・湿度はリアルタイムで監視・制御・記録が出来、異常発生時には自動通報されるシステムとすること。」と記載がありますが、建築設備のことを指し、厨房機器ではないと捉えて良いでしょうか。	建築設備のことを指しています。	
91	64	6	3	(2)	ア	(エ)	太陽光発電	休館時の太陽光発電を行った電力は、売電することは可能でしょうか。また、売電を行った場合、SPCの収益とすることは可能でしょうか。	売電は不可とします。	
92	64	6	3	(2)	ア	(エ)	太陽光発電	太陽光発電で市の専有部分(事務室)の電力を供給することとありますが、事務室の電力を使用する機器は何を対象とすればよいでしょうか?	事務室の照明・コンセントが賅える程度の設備を設えることとします。要求水準書57頁の市職員用事務室における概要及び要求事項を記載しておりますのでご参照ください。	
93	64	6	3	(2)	ア	(エ)	共通 (太陽光発電)	市の専有部分の電力供給とありますが、太陽光発電設備で発電した電力のみで全て賅うことを想定しておりますでしょうか。夜間や天候不良時等は、商用電力を使用しても構いませんかでしょうか。	昼間、夜間ともに、太陽光発電設備で発電した電力と商用電力をバランスよく使用できるよう、提案してください。なお、可能な限り、太陽光発電設備で発電した電力で市の専有部分に必要な電力をまかなえるようにしてください。	
94	64	6	3	(2)	ア	(エ)		「太陽光発電を導入し、市の専有部分(事務室)の電力を供給すること。」とありますが、事務室の照明・コンセントが賅える程度の設備を設えると理解してよいでしょうか。	事務室の照明・空調設備・コンセントが賅える程度の設備を設えることとします。要求水準書57頁の市職員用事務室における概要及び要求事項を記載しておりますのでご参照ください。	
95	65	6	3	(2)	オ	(イ)	通信・情報通信等 (市職員用LAN回線)	貴市のローカルネットワークに接続可能な回線を引き込む予定でしょうか。その場合、引込工事は貴市にて実施していただけるのでしょうか。事業者にて引き込む場合、回線の仕様や回線事業者等をご教示いただくことは可能でしょうか。	業務開始までに市で新規にネットワークを敷設します。なお、給食センター内に新たに設置するONU及びルータ並びにL2スイッチについても市で設置しますが、そこから各端末までのLAN配線については、本仕様の範囲です。	
96	66	6	3	(2)	ケ		監視カメラ	監視カメラの録画時間に関する指定はありますか?	提案に委ねます。	
97	66	6	3	(2)	カ	(ア)	拡声設備	「場内・場外への放送が可能な設備を設置すること。」とあります。周辺に住宅があることを考慮すると、場外への拡声設備は必要でしょうか。ご教示願います。	災害時等の緊急時に周辺住民に周知することを想定しているため、場外への拡声設備も設置してください。	
98	66	6	3	(2)	ク		テレビ共同受信設備	「必要箇所にテレビ受信設備を設置すること。」とありますが、想定されている必要諸室をご教示願います。	アンテナ及び必要箇所(市職員用事務室等)にテレビ受信設備を設置することとします。	
99		6	3	(2) (3)			設備全般	照明設備、換気・空調設備以外の設備機器類の遠隔操作、監視機能、消防受信機、拡声設備等については、市職員用事務室および事業者用事務室の両方に置くのでしょうか、または提案によってよいでしょうか。	提案に委ねます。	
100	69	6	3	(4)	イ	(イ)	a	冷蔵庫・冷凍庫	内装ステンレス製は、縦型冷蔵庫類の記載で、プレハブ冷蔵庫類は、一般的に使用されているカラー鋼板でよいという理解でよいですか。	プレハブ冷蔵庫・冷凍庫を導入する場合は、強度に問題がなければ、内装はカラー鋼板も可とします。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
101	70	6	3	(4)	イ	(イ)	d	洗浄・消毒機器	「食器洗浄機は浸漬槽方式とする。」との記載がありますが、要求水準書P73に「食器はカゴごと洗浄機で洗浄することを想定している」との記載があります。食器の洗浄方式は浸漬槽方式かカゴごと方式のどちらででしょうか。	食缶・食器等は、カゴごと洗浄機で洗浄することを想定しております。
102	70	6	3	(4)	イ	(イ)	d	洗浄・消毒機器	「食缶洗浄機は浸漬槽方式とする。」との記載がありますが、食缶洗浄機では一般的に浸漬ではなく予洗い工程を組み込んだものとなります。確実な洗浄性能があれば浸漬方式に限らないものとしていただけないでしょうか。	食缶・食器等は、カゴごと洗浄機で洗浄することを想定しております。
103	70	6	3	(4)	イ	(イ)	e	コンテナ洗浄機	エアブローや加熱などにより、水滴を確実に除去できるものと記載がありますが、コンテナ洗浄機のみでは確実な水滴除去はできないため、ワイパー等で確実に除去する運用でよろしいですか。	可とします。ただし、コンテナ洗浄機にはエアブローや加熱機能を有することとします。
104	71	6	3	(4)	イ	(ウ)		コンテナ	「コンテナ台数削減のため、原則は混載コンテナとするが、他に技術提案がある場合は、提案を認めることとする。」との記載がありますが、本事業では混載コンテナでの提案と考えてよろしいでしょうか。	原則は混載コンテナとしますが、他に技術提案がある場合は、提案を認めることとします。ただし、要求水準書の別添資料5「使用コンテナの条件」の内容を満たすこととします。
105	71	6	3	(4)	イ	(ウ)		コンテナ	「コンテナ台数削減のため、原則は混載コンテナとするが、他に技術提案がある場合は、提案を認めることとする。」との記載がありますが、混載コンテナとは食器、食缶を1台のコンテナに積載しなければいけないとの理解でよろしいでしょうか。	混載コンテナは食器、食缶を1台のコンテナに積載することとします。
106	71	6	3	(4)	イ	(ウ)		コンテナ	コンテナに関しては混載コンテナとし、全てのコンテナの台数分を消毒しなければいけないと考えてよろしいでしょうか。	コンテナは混載コンテナとし、全てのコンテナの台数分を消毒してください。
107	71	6	3	(4)	イ	(ウ)		コンテナ	『最大供給食数や、配送校の状況、学級数を勘案し、別添資料5を参照の上、寸法・数量を適切に判断し、調達すること。コンテナサイズは原則として市で統一仕様とし、配送計画の合理化を図ること。』と記載があります。各配送校の状況に適した仕様を提案者が行うとの認識でよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
108	71	6	3	(5)	ア	(ア)		事務備品等	市職員用事務室（参考）の備品は、什器備品に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	市職員用事務室の事務備品等は、市が調達します。
109	71	6	3	(5)	ア	(ウ)		市職員	市職員用下駄箱10名程度とありますが、常時給食センターに就業されている人数（市職員）が10人と考えてよろしいですか。	センター長、職員3名程度、非常勤職員3名程度、栄養教諭4名程度で11名を想定しています。
110	72	6	3	(5)	ア	(オ)		調理研修室	表内に冷凍庫（1300L程度）と記載がありますが、冷蔵庫は必要ないでしょうか？必要な場合、冷凍庫及び冷蔵庫の容積を教えてください。また冷凍冷蔵庫でも良いのか教えてください。	以下の要求事項に修正します。 「冷凍冷蔵庫 1,300L程度（冷凍と冷蔵の容量は1：1程度とする。）」
111	73	6	3	(7)	ア	(イ)		共通事項	伊吹小中学校の児童等用食缶とは市が提供して頂けるのでしょうか？その場合、品番や寸法、数量を教えてください。	児童等用食缶は調達してください。伊吹小学校及び伊吹中学校の教職員用の食缶については、児童等用食缶から配食するため調達しなくてよいです。児童等用食缶の品番、寸法は要求水準書74頁に記載のとおりです。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
112	73	6	3	(7)	ア	(4)		共通事項	「(食缶について、伊吹小学校及び伊吹中学校は、児童等用食缶に配食するため調達しなくてよい。また、配膳器具について、伊吹小学校及び伊吹中学校は、教職員室が共同のため1校分の調達でよい。」との記載がありますが、1校分とは1クラス分との理解でよろしいでしょうか。	伊吹小学校及び伊吹中学校の教職員用の配膳器具について、1校分とは1クラス分を指します。
113	73	6	3	(7)	ア	(4)		共通事項	「(食缶について、伊吹小学校及び伊吹中学校は、児童等用食缶に配食するため調達しなくてよい。また、配膳器具について、伊吹小学校及び伊吹中学校は、教職員室が共同のため1校分の調達でよい。」との記載がありますが、1クラス分の場合、伊吹小学校及び伊吹中学校は食器、食缶も1クラス分での理解でよろしいでしょうか。	伊吹小学校及び伊吹中学校について、児童等用として食器・食缶・配膳器具等を各1校(クラス)分、教職員用として、食器は2校(クラス)分、配膳器具は1校(クラス)分とします。
114	73	6	3	(7)	ア	(4)		共通事項	「(食缶について、伊吹小学校及び伊吹中学校は、児童等用食缶に配食するため調達しなくてよい。また、配膳器具について、伊吹小学校及び伊吹中学校は、教職員室が共同のため1校分の調達でよい。」との記載がありますが、食缶の調達の必要はないが、伊吹小学校及び伊吹中学校のコンテナには各1クラス分の食缶の積載は必要との理解でよろしいでしょうか。	伊吹小学校及び伊吹中学校の教職員用の食缶について、児童等用食缶から配食するため調達しなくてよいです。児童等用の食缶は各1校(クラス)分調達してください。
115	73	6	3	(7)	イ	(オ)		食器等	食器はカゴごと洗浄機で洗浄することを想定…と記載がありますが、P70 d. 洗浄・消毒機器 a) 食器洗浄機は浸漬槽方式と記載されており、どちらが正しいのか、ご教授お願いします。	食缶・食器等は、カゴごと洗浄機で洗浄することを想定しております。
116	73	6	3	(7)	イ			食器等	「最大使用点数 3点/人」と記載がありますが、毎日使用するのでしょうか。違う場合は、最小の使用組み合わせでも御教授ください。	毎日3点を使用します。
117	74	6	3	(7)	ウ	(オ)		食缶等	「ご飯用食缶は内側テフロン仕様とすること。」と記載がありますが、同等の加工であれば問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	同等の加工でも可とします。
118	74	6	3	(7)	ウ	(カ)		食缶等	少人数の学校や学級には容量の小さい食缶とありますが、令和7年予想の学校別クラス人数表を開示して頂けないでしょうか。	要求水準書10頁「キ. 配送校及び学級数等」及び募集要項20頁～21頁「(ウ) 提案金額算定年間提供給食数」を基に提案してください。
119	74	6	3	(7)	ウ	(キ)		共通事項	和え物用食缶に蓄冷材セットとの記載がありますが、保冷性能に優れ10℃以下を2時間以上保持できる食缶を採用する場合は、蓄冷材を不要としたご提案もお認め頂けますでしょうか。	夏の気温が高い時期でも確実に温度管理できる場合において、蓄冷材を不要とした提案も可とします。
120	74	6	3	(7)	ウ			食缶等	食缶5点の使用パターン(最大と最小点数)を御教示ください。	5点(最大) 使用例: ごはん、魚の塩焼き、おひたし、みそ汁、みかん 3点(最小) 使用例: 豆腐ナゲット、ポトフ、サラダ
121	74	6	3	(7)	エ	(4)		配膳器具(スプーン)	40本/クラスとなっていますが、児童数+2%アップ(予備)の調達でよろしいでしょうか。	1学級あたりに必要な配膳器具の目安であり、提案に委ねます。
122	74	6	3	(7)				食缶等	食缶の最大使用組み合わせ、最小使用組み合わせをご教授ください。	5点(最大) 使用例: ごはん、魚の塩焼き、おひたし、みそ汁、みかん 3点(最小) 使用例: 豆腐ナゲット、ポトフ、サラダ

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（要求水準書（別添資料）編）

整理No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	別添資料2 事業用地 の情報及 び活用条 件	1							植栽計画	高木は不可と記載がありますが、高木の定義とは5M以上の樹木という認識でよろしいでしょうか。また、高木が不可なのは、北面のみということではなく、敷地全体で高木が不可という認識でよろしいでしょうか。	香川県公共施設緑化基準に基づき、高木の定義は3M以上の樹木とします。敷地全体で高木は不可とします。
2	別添資料4								献立例	添付資料の小学校参考献立については4年生が基準となっておりますが、他の学年の可食量もご教示ください。	小学校4年の分量に対して、幼稚園0.65倍、小学校1・2年0.7倍、3年1.0倍、5・6年1.1倍、中学校1.3倍を可食量として計算してください。なお、上記の可食量は現状の概算のため、供用開始時には実態に応じて決定します。
3	別添資料4								学校給食献立原案	R4年2月14日コテージパイや、R4年2月24日揚げぎょうざは、既製品は使わず、具材の下ごしらえ、攪拌、成型等を伴う手作り調理を行うのでしょうか。	手作り給食に関する要求事項を要求水準書本編及び別添資料に追記します。対応可能な内容を提案してください。

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（要求水準書（貸与資料）編）

整理No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	貸与資料1								配送校受入れ資料	大野原こども園への配送について、園庭へ進入できない時間帯があればご教示ください。	現時点では午前11時までと午前12時から午後1時15分までは進入禁止としますが、施設と協議の上で決めることとなります。
2	貸与資料3								3. 地質調査データ	この資料を基に提案段階での建物基礎計画を行います。事業契約後に実設計段階で地盤状況が異なった場合は設計変更対象と考えてよろしいのでしょうか？	事業契約後に事業者の費用負担で必要と考えられる事前調査を実施してください。貸与資料3から合理的に予測可能な地盤情報と、事業者の行う事前調査結果による地盤状況が異なった場合は、事業契約書に基づき、速やかに市・事業者が協議を行い、費用負担を決定します。質問にある「実設計段階で地盤状況が異なった場合」は事由が不明瞭ですので、事業者の行う事前調査結果によって質問にあるリスクが生じた時期や事由によって、設計変更対象とするかを判断することとなります。

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（基本協定書（案）編）

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	2	4						会計監査人	第4条記載の「会計監査人」の設置は必須と理解してよろしいでしょうか。	会計監査人の設置は必須とします。
2	7	11						解除並びに違約金等	第11条に「事業契約の効力発生後」の解除と違約金の規定がありますが、事業契約書(案)の第77条から第80条にも契約解除と違約金の規定がありますので、重複していませんか。事業契約の効力発生後は事業契約の規定に従うという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第11条第2項では事業契約の効力発生の前も対象としており、事業契約書（案）第77条から第80条とでは、適用するタイミングや事由が異なります。基本協定書又は事業契約書のいずれの条文にも該当する場合には、事業契約書（案）が優先されます。また二重に違約金を徴求する趣旨ではありません。

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（事業契約書（案）編）

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	5	1	2	第19条	1	(3)		契約保証金	維持管理・運営期間の3年度目以降の契約保証金も第2年度と同じ金額であり、変更なしのことでしょうか。 他自治体による学校給食センターPF1事業では、2年度目以降の契約保証金を各事業年度の年間金額相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上としているケースもありますが、本事業はどのように設定しないということでしょうか。	維持管理・運営期間の第2年度以降の契約保証金の納付は第19条第1項第3号に該当する1度のみです。
2	5	1	2	第19条	1	(3)		契約保証金	開業準備期間、維持管理・運営期間の約15年間を通じて契約保証金を納付し続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。開業準備期間、維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	維持管理・運営期間の第2年度以降の契約保証金の納付は第19条第1項第3号に該当する1度のみです。 契約保証金の考え方は原案のとおりとします。
3	5	1	2	第19条	4			契約保証金	「契約保証金は、設計・建設期間並びに開業準備期間及び維持管理・運営期間の別に、・・・・その内容に応じて市の判断にて全部又は一部を納付させないことができる。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を現金で納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーすることが可能、と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	1	2	第19条	4			契約保証金	履行保証保険について、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までに数日かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されたい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されたい提出するという手続きは可としますが、詳細は市と協議のうえ決定します。
5	5	1	2	第19条	4	(2)		契約保証金	「・・・・市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証がなされたとき。」とありますが、具体的に、東日本建設業保証株式会社あるいは西日本建設業保証株式会社の保証を契約保証金の納付に代替することはできますでしょうか。	東日本建設業保証株式会社あるいは西日本建設業保証株式会社の保証を契約保証金の納付に代替することは可とします。
6	5	1	2	第19条	11	(2)		契約保証金	本様式については、例えば様式2-7～様式2-11で提出する業務実績以外（例えば、厨房設備の調達を担う企業）について使用する様式、という理解でよろしいでしょうか。 その場合、一社が複数の業務を担う場合には、業務ごとに様式2-12を作成するのではなく、企業ごとにまとめることでよろしいでしょうか。	誤記です。事業契約書（案）を修正します。
7	5	1	2	第19条	11	(3)		契約保証金	「(3) 維持管理・運営期間の第2年度の開始日以降、本契約終了までの間第1項第4号に定める保証金額以上」とありますが、第1項第4号の記載がありませんので、正しくは第1項第3号という理解でよろしいでしょうか。	誤記です。事業契約書（案）を修正します。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
8	5	1	2	第19条	11			契約保証金	「・・・・構成企業又は協力企業の全部又は一部をして、・・・・次の各号に掲げる金額以上を保証金額又は保険金額とする事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができる。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を現金で納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーするようなことが可能、と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	5	19条			1	(1)		設計・建設期間中の契約保証金	設計・建設期間中の契約保証金は「別紙4-1記載のサービス対価A1、サービス対価A2の元本額に相当する金額」に基づいて計算されておりますが、サービス対価A2には開業準備費相当が含まれております。当該部分は設計・建設期間中の契約保証金の算定においては除外という理解で問題ないでしょうか。	設計・建設期間中の契約保証金の算定において、開業準備費相当は除外してください。
10	7	1	2		第20条第6項			許認可、届出等	貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
11	9	1	2		第22条第3項			緊急時の対応	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
12	9	1	2		第22条第4項			本件業務の遂行に伴う近隣対策	貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
13	10	1	3		第26条第6項			市による要求水準書の変更協議	貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
14	11	1	4		第28条第4項			事業計画書	法令変更又は不可抗力により、貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
15	14	2	3		第35条第4項			設計の変更	貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
16	14	2	4	第36条	第4項			建設等業務計画書	「建設等業務計画書の契約適合性についての確認を受けるまでは、本件施設の建設業務、(中略)に着手することはできない。」とありますが、準備工事や納期の係る資機材の発注等、全体工程に影響を及ぼすものについては柔軟なご対応をお願いします。	第36条第4項は原案のとおりとしますが、社会情勢等を鑑み、客観的に合理性があると市が判断できる場合は、第36条第4項の運用について市と事業者が協議し、運用方法は市が決定するものとします。

整理No.	頁	章	節	細節	項目	細目	項目名	質問事項	回答
17	20	2	6		第49条第2項		引渡し遅延等による費用等の負担	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
18	20	2	6		第49条第3項		引渡し遅延等による費用等の負担	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
19	24	4	1		第60条第2項第1号		維持管理・運営業務	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
20	25	4	1		第64条第2項		市が行った調理設備の修繕及び更新に伴うサービス対価の変更	貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
21	30	6	1		第75条第3項		本件業務の終了に伴う検査及び支払い	貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
22	31	6	2	第77条	第1項	(6)		請負人による他の学校給食施設における食中毒等の発生の場合が規定されていますが、本事業とは別の事業のことを指しているのでしょうか。その場合、本事業とは直接関係のない、請負人による別事業の食中毒事件は、契約解除の要件から外していただけますでしょうか。	他の学校給食施設において調理業務を行う場合は、本事業とは別の事業又は業務委託を指します。第77条第1項は原案のとおりとしますが、事由に応じて事業契約の解除範囲を検討することになります。
23	32	6	2	第79条	第2項			違約金の算出の元となるサービス対価の額には、割賦手数料も含まれるのでしょうか。ちなみに、事業契約書(案)第19条に定められた設計・建設期間中の契約保証金は、サービス対価A1、サービス対価A2の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税を加えた金額の100分の10以上の金額となっており、割賦手数料は含まないと理解しております。	第79条第2項の場合も第19条同様に、違約金の算出対象には割賦手数料を含みません。
24	32	6	2	第79条	第3項		引渡し前の解除の効力等	貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる費用として客観的な証明が可能である場合において、質問にある出来高を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)を出来高として認めるものとします。
25	33	6	2	第80条	第2項		引渡し前の解除の効力等	違約金及び損害金との相殺の対象として、サービス対価A2の元本が含まれておりますが、当該サービス対価は金融機関から受けた融資の返済原資となります。プロジェクトファイナンスの組成にあたり、相殺される可能性があることで、SPC側に現預金での積立が求められることも想定され、その場合、SPC側において出資や株主劣後ローン等による別途資金調達が必要が生じ、費用増加に繋がると思料されることからサービス対価A2を相殺対象から外していただくことを検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
26	34	6	2	第83条	第5項			市が負担する増加費用及び損害には、SPCの組成にかかる費用や契約解除までにかかるSPCの経費も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる費用として客観的な証明が可能である場合において、質問にあるSPCの組成にかかる費用や契約解除までにかかるSPCの経費を出来高として認めるものとします。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
27	34	6	2		第83条第1項			市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる費用として客観的な証明が可能である場合において、質問にある出来高を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）を出来高として認めるものとします。
28	36	7	1		第88条第2項			法令変更による費用・損害の扱い	貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
29	37	7	2		第92条第2項第1号			不可抗力による増加費用・損害の扱い	貴市に増加費用額及び損害額をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
30	37	7	2		第92条第2項第2号			不可抗力による増加費用・損害の扱い	貴市に増加費用額及び損害額をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
31	48							別紙1 用語の定義	不可抗力の定義には、例えば足許の新型コロナウイルス感染症は、これに含まれると考えて宜しいでしょうか。	不可抗力の定義は原案のとおりとし、質問にある事由が生じた場合は、不可抗力に区分するか、市と事業者が協議のうえ、事由に応じて判断するものとします。
32	52	別紙4-1	1					サービス対価の構成	配送車両をリースで調達する場合、運營業務費に含める理解で問題ないでしょうか。	配送車両をリースで調達する場合、運營業務費に含めてください。
33	52	別紙4-1	1					サービス対価の構成	開業準備期間に係るSPC管理諸経費（SPC管理、会計税務、監査、エージェントイーなど）については、「その他開業準備業務に関して必要となる費用」として、開業準備費に含める理解で問題ございませんでしょうか。	開業準備期間に係るSPC管理諸経費（SPC管理、会計税務、監査、エージェントイーなど）については、「その他開業準備業務に関して必要となる費用」として、開業準備費に含めてください。
34	52	別紙4-1	1					サービス対価の構成	SPCの清算費用については、その他費用（特別目的会社の運営費）に含める理解で問題ないでしょうか。	SPCの清算費用については、その他費用（特別目的会社の運営費）に含めてください。
35	52	別紙4-1	1					サービス対価の構成	維持運営管理期間中のSPC管理諸経費（SPC管理、会計税務、監査、エージェントイーなど）については、その他費用（特別目的会社の運営費）に含める理解で問題ないでしょうか。	維持運営管理期間中のSPC管理諸経費（SPC管理、会計税務、監査、エージェントイーなど）については、その他費用（特別目的会社の運営費）に含めてください。
36	53	別紙4-1	2			(1)	②	サービス対価A2の最終の支払い	最終回の支払については令和17年4月1日～7月31日分を1回として処理するとされておりますが、割賦払いのため当該対価と紐づけで金融機関より融資を組成することになるかと思っております。そのため、返済との兼ね合いで、サービス対価A2の支払についても令和17年4月～6月分と、令和17年7月分で区切り、各タイミング末にて貴市に請求するように変更頂けませんかでしょうか。	原案のとおりとしますが、質問にある令和17年4月1日～7月31日分の支払時期は、契約後において、契約金額を変更しないよう調整のうえ、市と協議できることとします。
37	53	別紙4-1	2			(1)	②	サービス対価A2の発生のタイミング	割賦債権の発生タイミングは、給食センターの引渡後より生じていると考えて問題ないでしょうか。	割賦債権は、本件施設の引渡し後より生じます。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
38	54	別紙4-1	2			(2)	①	サービス対価B	固定料金について、「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を維持管理・運営期間中に計39回支払う。なお、維持管理業務にかかる費用は、概ね3年ごとに区分の上、それぞれの区分における各回の支払額を同額とし支払う。」とございますが、1回目と最終回の支払については、各区分における四半期額の4/3の金額とする理解で問題ございませんでしょうか。	1回目と最終回の支払については、各区分における四半期額の4/3の金額としてください。
39	54	別紙4-1	2			(2)		サービス対価B	「初年度は、1回目として本件施設の供用開始日～12月31日分と令和8年1月1日～3月31日分を支払い、以降四半期ごと」との記載がございますが、令和8年1月1日～3月31日分は2回目の支払という理解で問題ないか念のためご教示願います。	誤記です。事業契約書（案）を修正します。
40	56							別紙4-1 サービス対価の基本的な考え方	新型コロナウイルス感染症拡大により給食停止となった場合におけるサービス対価の基本的な考え方について、別紙4-1における提供日数の見直しや変更給食数の考え方が適用されるのか、それとも貴市と事業者の協議に拠るものか、お示し頂けますでしょうか。	原則は別紙4-1における提供日数の見直しや変更給食数の考え方が適用しますが、事由によって協議に応じるものとします。
41	57	別紙4-1	4.	(1)		②			基準金利の改定は行わないとありますが、金利決定日（令和5年2月27日）から、融資実行日（施設引渡日である令和7年8月）までの金利変動リスクを、金融機関又は事業者が負う	ご意見を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。
42	58	別紙4-1	4	(2)				サービス対価B	物価改定の見直しの周期は1年に1回と記載がありますが、市への通知期限についてご教示頂けますでしょうか。	改定対象年度の前年度第3四半期（10月）から速報値を用いて協議を行い、見直しの手続きは第4四半期に行う予定です。
43	60	別紙4-2	1					サービス対価A（サービス対価A1・サービス対価A2）	元利均等計算において、端数が生じた場合には、最終回で調整する方法でも問題ございませんでしょうか。	元利均等計算において、端数が生じた場合には、最終回で調整してください。
44	60	別紙4-2	2			(1)		サービス対価B（固定料金）	四半期ごとに金額を按分するにあたり、端数が生じた場合には、各四半期ごとの最終回で調整する方法でも問題ございませんでしょうか。	四半期ごとに金額を按分するにあたり、端数が生じた場合には、各四半期ごとの最終回で調整してください。
45	60	別紙4-2	2			(1)		サービス対価B（固定料金）	別紙4-1サービス対価の構成に記載されている「その他費用」については、サービス対価Bの固定料金と扱って、貴市に請求するという理解で問題ございませんでしょうか。	別紙4-1サービス対価の構成に記載されている「その他維持管理業務に関して必要となる費用」、「その他運営業務に関して必要となる費用」は、その性質によってサービス対価Bの固定料金としてください。
46	65							別紙6 付保すべき保険	開業準備期間及び維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけませんか。	現時点で想定しているものは、ありません。
47	65	2	(工)					別紙6 付保すべき保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「本施設の引き渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、本施設の引き渡し日の翌日とは開業準備業務の開始日という理解でよろしいでしょうか。	本件施設の引き渡し日の翌日であって、開業準備業務の開始日とイコールではありません。保険期間は原案のとおりとします。なお、開業準備業務の開始日は要求水準書及び審査基準を確認いただき、提案してください。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
48	65	2	(工)					別紙6 付保すべき保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「本件施設の引渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、引渡し後に付す保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	引渡し後に付す保険は期間1年の保険契約を都度更新して付保することを可とします。
49	65							別紙6 付保すべき保険	実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までにおよそ1ヵ月程度かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行され次第提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きは可としますが、詳細は市と協議のうえ決定します。

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（審査基準編）

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	3	4	2	(4)				加点項目審査	加点項目審査について、性能評価点は評価項目ごとに4段階で評価とありますが、詳細な採点基準があればご教示ください。	審査基準は原案のとおりとします。

観音寺市新学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答書（様式集編）

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	1	1	2	(2)				参加資格申請書類に関する提出書類	捺印が必要な様式の印については、市への登録印とすること。と、記載があります。『令和4・5年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録』をする際、本社（代表取締役社長）より、香川県内に所在する営業所（営業所所長）への委任状を提出し登録させて頂いています。捺印に用いる印鑑は『委任者（営業所所長）』の印鑑でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	2	2	(4)				その他	使用する用紙は、両面印刷を基本とすること、とありますが、様式番号が異なる場合でも両面にする必要があるのででしょうか。例えば様式3-1提案書類提出書と3-3提案金額の内訳（市の支払総額）は両面にしたほうがよろしいでしょうか。	印刷する様式毎に両面印刷として下さい。様式3-1であれば裏面は白紙となります。
3	4	2	2	(4)				その他	「使用する用紙は、両面印刷を基本とすること」とありますが、様式単位で両面印刷を行い提出するという理解でよろしいでしょうか。	印刷する様式毎に両面印刷として下さい。様式3-1であれば裏面は白紙となります。
4	2-5							建設業務に当たるとの	業務実績を証する書類は、竣工登録されたコリンズの登録内容確認書でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2-9							建設業務実績	本様式には、参加資格要件に示された実績を1つだけ記載すれば宜しいのでしょうか。また、実績内容・件数が加点審査の対象となるのでしょうか。審査対象となるのであれば審査基準等ご開示願います。	様式2-9には該当実績を1件記載してください。実績内容・件数が加点審査の対象になるかについては審査基準を確認してください。
6	2-12							本業務における役割に関連する業務実績	本様式については、例えば様式2-7～様式2-11で提出する業務実績以外（例えば、厨房設備の調達を担う企業）について使用する様式、という理解でよろしいでしょうか。その場合、一社が複数の業務を担う場合には、業務ごとに様式2-12を作成するのではなく、企業ごとにまとめることでよろしいでしょうか。	代表企業、グループの構成企業、グループの協力企業のいずれかに該当する者で、参加資格として求めている業務区分以外の業務を担当する者の、学校給食施設整備又は維持管理・運営に関する業務実績を1件、記載してください。 1社が複数の業務を担う場合は、企業ごとに様式2-12を作成し、業務名等及び業務概要は、業務の別がわかるよう付番する等、必要情報を明確に記載してください。
7	2-12							様式2-12	業務名等は以下を記載するという解釈で宜しいでしょうか。 ①発注者：当該業務の発注先（SPC又は構成員） ②履行場所：請け負った当該業務が発生した給食センター等の所在地（それともSPC所在地） ③契約金額：担当業務の請負金額	①発注者欄は、当該業務の発注先（SPC又は構成員）としてください。 ②履行場所は、請け負った当該業務が発生した学校給食施設の所在地としてください。 ③契約金額は、当該業務の契約金額（税込）としてください。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
8	3-4							消費税相当額	消費税相当額は、非課税の項目（建中金利など）を除いた合計金額に10%を乗じたものを記載するという理解で問題ございませんでしょうか。	消費税相当額は、非課税の項目（建中金利など）を除いた合計金額に10%を乗じた金額を記載してください。
9	3-4							金額（見積額）の単位	金額（見積額）の千円単位となっています。計算上端数がでることが想定されるため、1円単位の記載でお願い出来ないでしょうか。	原案のとおりとします。
10	3-4							様式3-4 初期調達費見積書 算出根拠	9. 調理設備 様式3-2②-2のとおりと記載していますが、様式3-5の誤記でしょうか。	誤記です。「様式3-5のとおり」とし、様式集を修正します。
11	3-4							様式3-4 初期調達費見積書 算出根拠	10. 事務備品 様式3-2②-3のとおりと記載していますが、様式3-6の誤記でしょうか。	誤記です。「様式3-6のとおり」とし、様式集を修正します。
12	3-4							様式3-4 初期調達費見積書 算出根拠	11. 調理備品 様式3-2②-4のとおりと記載していますが、様式3-7の誤記でしょうか。	誤記です。「様式3-7のとおり」とし、様式集を修正します。
13	3-9							SPC手数料	別紙4-1サービス対価の構成に記載されている、「その他費用」については、当該様式のSPC手数料に含めて記載すればよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙4-1に規定する「その他維持管理業務に関して必要となる費用」は様式3-9の「9. 保険料」又は「SPC手数料」に含めて記載してください。
14	3-9							各年間費用見積額	「各期間に発生する費用を年間費用として平準化した額を記載」とございますが、別紙4-1/2/(2)/①においては、概ね3年ごと（区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲごと）に区分けの上、平準化する理解しております。この点、様式においては、維持管理運営期間の固定料金部分総額を単純に年平均した金額を記載すればよろしいのでしょうか。御確認頂けますと幸いです。	様式3-9の年間費用見積額は、維持管理運営期間の固定料金部分総額を単純に年平均した金額としてください。ただし、事業期間合計見積額と区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲによる支払金額にずれが生じないよう留意してください。なお、1回目と最終回の支払については、募集要項等に関する質問回答書（事業契約書（案）編）を確認してください。
15	3-9							SPC手数料	サービス対価B（その他費用）には、特別目的会社の税引き前利益（＝法人税等法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引き後利益）を含めて算定致しますが、様式3-9及び3-10はあくまでSPCで想定されているコストを記載するものであり、当該部分は含めずに記載するという理解で問題ございませんでしょうか。	様式3-9及び3-10はあくまでSPCで想定されているコストを記載することは可とします。様式3-4～様式3-10は様式4-3の根拠となりますので、その点に留意し、作成してください。
16	3-10							SPC手数料	別紙4-1サービス対価の構成に記載されている、「その他費用」については、当該様式のSPC手数料に含めて記載すればよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙4-1に規定する「その他運営業務に関して必要となる費用」は様式3-9の「9. 保険料」又は「SPC手数料」に含めて記載してください。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
17	3-10							固定料金	運営に係る固定料金については、別紙4-1/2/(2)/①に記載の通り、概ね3年ごと（区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲごと）に区分けの上、平準化した金額を記載する理解でよろしいでしょうか。	運営に係る固定料金については、事業契約書（案）別紙4-1/2/(2)/①に記載のとおり、概ね3年ごと（区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲごと）に区分けの上、平準化した金額を記載してください。
18	4-3							DSCR	実際の支払いペースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ペースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	各口座への振替ペースで算定されるDSCRは、DSCR（各年）の下段に追記してください。
19	4-4							様式4-4	図面集「⑨ 調理設備配置図 A3横、1枚以内」「⑩ 調理設備リスト A3横、1枚以内」「⑪ 各種備品リスト（調理備品含む） A3横、1枚以内」と記載がありますが、A3サイズ1枚以内となっており、記載点数が多いため1枚で収まらない可能性が高く、文字のフォントもかなり小さくなります。よって、枚数を任意としていただけないでしょうか。	図面集⑨調理設備配置図は原案のとおりとします。図面集⑩調理設備リスト及び⑪各種備品リスト（調理備品含む）の枚数制限は任意としますが、可能な限り枚数を抑制してください。
20	7-7							⑦地域経済への貢献	本様式はタイトル「イ.設計・建設に関する提案」とされていますが、様式内注記に「施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務に係る内容ごとに記載すること」とあります。記載すべき発注内容の範囲をお示しくください。	誤記です。「※2「発注内容」欄には、SPCから直接発注する業務内容を設計業務、建設業務ごとに記載すること。」とし、様式集を修正します。
21	7-7							⑦地域経済への貢献	SPCから建設業務を建設JVが直接請負うケースで、建設JVの代表者以外の構成員（ex JV出資比率30%）が市内業者である場合、本様式では、発注予定額（市内企業）に当該JV出資比率で算出される金額を記載すれば宜しいのでしょうか。	SPCから建設業務を建設JVが直接請負うケースで、建設JVの代表者以外の構成員（ex JV出資比率30%）が市内業者である場合、本様式では、発注予定額（市内企業）に当該JV出資比率で算出される金額を記載してください。
22	7-7							⑦地域経済への貢献	本様式での評価は、市内企業への発注割合（%）が評価されるのでしょうか。それとも発注予定額が評価されるのでしょうか。	市内企業割合が評価対象ですが、事業者となった場合は市内企業割合の根拠となる発注予定額も要求水準となることに留意してください。
23								加点項目審査提案書全般	応募企業が特定されない範囲で、企業名、団体名、メーカー名の記載は宜しいのでしょうか。	応募企業が特定されない範囲とは、応募グループを構成する者以外の者の企業名、団体名、メーカー名とし、提案書に記載することは可とします。
24								参加資格申請書	建設業務に当たる者の添付書類に、業務実績を証する書類の要求がありますが、CORINSの登録内容確認書（写）の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25								参加資格申請に関する提出書類	受付番号の記載欄がありますが、参加資格申請時は空欄で提出してよろしいでしょうか。	受付番号は市が記載します。参加資格申請時は空欄としてください。

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
26								参加資格申請に関する提出書類	様式2-1、2-5、2-14、3-11について募集要項の公表が「令和4年12月●日付け」と記載がありますが「令和4年12月23日付け」に変更し、提出してよろしいでしょうか。	様式2-1、2-5、2-14、3-11について「令和4年12月●日付け」とあるのは、「令和4年12月23日付け」とし、様式集を修正します。